

三朝町告示第12号

令和6年第1回三朝町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和6年1月22日

三朝町長 松浦弘幸

1 期 日 令和6年1月30日 午後3時

2 場 所 三朝町議会議場

3 付議事件

(1) 令和5年度三朝町一般会計補正予算(第10号)

(2) 三朝町手数料条例の一部の改正について

○開会日に応招した議員

森 貴美子

小 椋 泰 志

河 村 明 浩

吉 村 美穂子

松 原 成 利

松 原 茂 隆

能 見 貞 明

石 田 恭 二

山 口 博

藤 井 克 孝

遠 藤 勝太郎

吉 田 道 明

○応招しなかった議員

な し

第1回 三朝町議会臨時会 議 録（第1日）

令和6年1月30日（火曜日）

議事日程

令和6年1月30日 午後3時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- ・ 例月出納検査及び定期監査の結果報告について
- 日程第4 議案第1号 令和5年度三朝町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第5 議案第2号 三朝町手数料条例の一部改正について
- 日程第6 議員派遣について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- ・ 例月出納検査及び定期監査の結果報告について
- 日程第4 議案第1号 令和5年度三朝町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第5 議案第2号 三朝町手数料条例の一部改正について
- 日程第6 議員派遣について

出席議員（12名）

1番	森	貴美子	2番	小	椋	泰	志		
3番	河	村	明	浩	4番	吉	村	美穂子	
5番	松	原	成	利	6番	松	原	茂	隆
7番	能	見	貞	明	8番	石	田	恭	二
9番	山	口	博	10番	藤	井	克	孝	

11 番 遠 藤 勝太郎

12 番 吉 田 道 明

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長…………… 新 寛 主 事…………… 菅 田 知 佳

説明のため出席した者の職氏名

町長……………	松 浦 弘 幸	副町長……………	赤 坂 英 樹
総務課長……………	大 村 真優美	地域振興監……………	青 木 大 雄
財政課長……………	吉 田 栄 治	町民課長……………	山 口 良 輔
建設水道課長……………	藤 井 和 正	福祉課長……………	矢 吹 和 美
観光交流課長……………	藤 井 紀 好		

午後 4 時 28 分開会

○議長（吉田 道明君） ただいまの出席議員は 12 名であります。定足数に達しておりますので、これより令和 6 年第 1 回三朝町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日届出のあった欠席者は、議員、当局ともございません。以上、報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（吉田 道明君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第 118 条の規定により、11 番、遠藤勝太郎議員、1 番、森貴美子議員を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（吉田 道明君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日 1 日限りといたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

日程第 3 諸般の報告

○議長（吉田 道明君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

例月出納検査の結果報告について、令和 5 年 11 月分、12 月分及び定期監査の結果報告書がそれぞれ監査委員から提出されておりますので、閲覧願います。

日程第 4 議案第 1 号 及び 日程第 5 議案第 2 号

○議長（吉田 道明君） お諮りいたします。議事の進行上、この際日程を変更して日程第 4 及び日程第 5 の 2 件の議案を一括議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 御異議なしと認めます。よって、この際日程を変更して日程第 4 及び日程第 5、すなわち議案第 1 号及び議案第 2 号の 2 件の議案を一括議題とすることといたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

松浦町長。

○町長（松浦 弘幸君） 提案を申し上げる前に、令和 6 年能登半島地震により被害に遭われました皆様に心よりお見舞い申し上げます。皆様の安全と一日も早い復旧を心からお祈り申し上げます。

現在、町民皆様に義援金を呼び掛けておりますが、多くの皆様に御協力いただいているところでございます。

本町からは、これまで石川県志賀町に避難所物資の集配施設支援や家屋被害認定調査等のため職員を派遣して支援をしております。今後も引き続き、鳥取県等と協同し、被災地の一日も早い復興を応援してまいりたいと考えております。

それでは、今期臨時会に提案いたしました各議案につきまして、その概要を説明申し上げ、御理解を賜りたいと存じます。

議案第 1 号、令和 5 年度三朝町一般会計補正予算（第 10 号）について、概要を申し上げます。

初めに、令和5年台風7号災害に伴う災害復旧に向けて必要な措置を講ずるものでございます。

また、国が物価高騰対策として実施する低所得世帯等への給付金について早期の支給を目指すほか、町内事業者の金融対策について、所要の措置を講じようとするものでございます。

今期補正予算では、歳入歳出それぞれ、2億6,208万6,000円を追加し、補正後の予算の総額を94億924万6,000円とするものでございます。

その他、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正を行うこととしております。

議案第2号、三朝町手数料条例の一部改正につきましては、戸籍法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されることに伴う所要の改正を行うものでございます。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願いいたします。

○議長（吉田 道明君） 続いて、各議案について細部説明を求めます。

議案第1号、令和5年度三朝町一般会計補正予算（第10号）、吉田財政課長。

○財政課長（吉田 栄治君） 議案第1号、令和5年度三朝町一般会計補正予算（第10号）について御説明申し上げます。議案書5ページを御覧いただきたいと思います。

今回の補正額につきましては、既定の予算額に歳入歳出それぞれ、2億6,208万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を94億924万6,000円とするものでございます。

主な内容を事項別明細書等により、御説明申し上げます。歳出から御説明申し上げます。14ページ、一番上でございます。

民生費でございますが、国が物価高騰対策として実施するもので、エネルギー、食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、住民税均等割のみ課税世帯に対し1世帯当たり10万円支給するほか、低所得者世帯の子どもに対し1人当たり5万円支給するもので、早期の支給を目指し、所要の措置を講ずるものでございます。

その下、商工費でございますが、燃油及び原材料価格高騰、円安の影響を受けている町内事業者に対し、新規借入金に係る利子負担について支援することにより、経営の維持、安定を図るもので、対象事業者が増加したことにより所要の措置を講ずるものでございます。

また、災害復旧費につきましては、台風7号災害復旧に伴う工事費等の追加計上や事業費の組み換え等、それぞれ必要な経費を措置するもので、財源と併せて所要の調整を行ったほか、戻りまして、8ページでございます。第2表のとおり、繰越明許費の補正を行うものでございます。

続きまして、歳入でございます。12ページを御覧ください。

歳出で説明いたしました各事業の財源につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交

付金を活用するほか、国・県支出金、基金繰入金、町債等についてそれぞれ所要の調整を行うこととしております。

このほか、戻っていただきまして、8ページ、第3表のとおり、債務負担行為の補正を行うこととしております。

以上が、令和5年度三朝町一般会計補正予算（第10号）の概要でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（吉田 道明君） 次に、議案第2号、三朝町手数料条例の一部改正について、山口町民課長。

○町民課長（山口 良輔君） 議案第2号、三朝町手数料条例の一部改正について、説明させていただきます。議案書19ページからを御覧いただきたいと思います。

この条例改正は、令和元年法律第17号の戸籍法の一部を改正する法律附則第1条第5号に掲げる規定の施行期日が令和6年3月1日とされ、地方自治体の手数料の標準に関する政令に定められる標準額について、見直しが行われ、政令の一部が改正されることから、当該条例について所要の改正を行います。

改正の概要としましては、戸籍及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料を徴収する事務と金額を定めます。

また、本籍地以外での戸籍及び除籍謄本等の交付に関する事務を追加し、その他届出等の電子化に伴う所要の改正を行います。

施行期日は令和6年3月1日ですが、第3条の規定は公布の日とします。

説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（吉田 道明君） これより質疑に入ります。

質疑は議事の進行上、一件ごとに議案の順を追ってすることといたします。

議案第1号、令和5年度三朝町一般会計補正予算（第10号）について、質疑ありませんか。

11番、遠藤議員。

○議員（遠藤 勝太郎君） 災害復旧費について、質問させていただきます。

農地の破損、水路の破損というのがよく発生しとるわけですが、どのような状況で工事が進捗しちよるのかということが一点と、それから今、来年度の肥料とか、農薬の注文、取りまとめというのが来ておりまして、2月末日に提出するようになっております。年末の区長会に各部落の状況を把握されて、今年できるかできんかちゅう判断をされとると思うわけですが、これはいつまでに集落に伝達されるのか。

一番心配するのがですね、例えば、できると思ったらできなんだというときに、肥料とか農薬の返品がきかない場合は困るということで、ある程度把握しておらんと困るということですわ。

ほって、予約金額と当用金額はごっつい違うわけですし、農家の収入が少ない中に、当用ってなるとまた負担が増えるということで、収益が減るということですので、その辺をちょっと聞きたいと思います。

○議長（吉田 道明君） 藤井建設水道課長。

○建設水道課長（藤井 和正君） 令和5年台風第7号による災害復旧の復旧状況の進捗状況でございますが、国の補助災害につきましては、災害査定が昨年12月22日を最後で査定が終わっております。その後、今年に入って、補助率を上げるための増高申請というものを1月の19日が最終ですが、その手続きをしました。

農業用施設関係につきましては、今後、施越工事ということで国の承認金額の交付決定または内示がないんですけれども、工事を発注するための手続きを順次今行っているところでございまして、起工伺につきましては、来月2月の中旬から順次起工伺をして業者を決め、工事を進めることとしております。

なお、水路関係につきましては、本工事で完成するには工期が短いため、全ての箇所になると思いますけれども、取水関係と頭首工関係については仮設工事を予定し、各集落の水あてまでには間に合うように順次努力してまいりたいというふうに考えております。

ただ何せ件数が多いものですから、工事業者の決定等にちょっと時間を要する場合は、ほかの手立ても考えながら進めていこうというふうに考えております。

議員が心配しておられる水が来ないというようなことは、断言はできませんけれども、全ての水路に水があたるように努力してまいりますので、御理解していただきたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（吉田 道明君） 遠藤議員。

○議員（遠藤 勝太郎君） 努力してもらうちゅうのは非常にありがたいことだと思うんですけど、できると思ったらできなんだというのがよく例としてあるもので、念のために聞きますけれども、例えば、工事業者が少ないためになかなか番が来んというときに、集落が重機等を借りて、部落で対応したときには、その経費っちゅうのはみてもらえるかっちゅうの、まず一点。そうすると、自分たちが水あてるまでに執りかけられる。

今聞いとると、工事発注、まだこれからだっちゅうような考えで、なかなか済まんでないかと心配の大きいわけですね。それで、それによっては転作っちゅうのを考えんといけんってこと

になっですね。私はなかなか難しいでないかと思うですが。

ほっで、例えば、農薬の返品とか、追加注文のときには予約価格でやるとかっちゅうのを町長なりが組合長と話して、契約してもらえばみやすいけども。例えば、水稻苗なんかの場合は、急に頼んでもないということが一点。それから、注文したら返品がきかんちゅうのが一点、これがあっですね。

そういうのをいろいろ加味してもらわんと、中途半端にできる予定ですっちなことは全然通用せん。できるでкин、できんなら、だろうでなしに、できもんははっきりできんと言ってもらったら対応がしやすいというってことですわ。その辺をはっきりしてもらいたいっていうのを要望しておきます。

○議長（吉田 道明君） 藤井建設水道課長。

○建設水道課長（藤井 和正君） 一点目の自分たちで機械を借りてした場合の費用でございますけれども、機械の借り上げ等につきましては、一か所当たり 40 万円以下の機械の借り上げまたは材料の支給は支援の制度をつくっておりますので、また御相談をしていただければというふうに……。

○議員（遠藤 勝太郎君） 何%おる。

○建設水道課長（藤井 和正君） 機械の借り上げと材料支給につきましては、10 分の 10 で。ただし、集落の方もその作業を手伝っていただくということが条件になります。

以上です。

○議長（吉田 道明君） いいですか。

○議員（遠藤 勝太郎君） はい。

○議長（吉田 道明君） 質疑を終結し、本案を討論、採決いたします。

討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 討論なしと認め、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第 2 号、三朝町手数料条例の一部改正について、質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 質疑なしと認め、本案を討論、採決いたします。

討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 討論なしと認め、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議員派遣について

○議長（吉田 道明君） 日程第6、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については、お手元に配付していますとおり議員派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣することに決定いたしました。

○議長（吉田 道明君） 以上をもって、今期臨時会に付議された事件は、議了いたしました。よって、本日をもって閉会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 御異議なしと認めます。よって、今期臨時会は、本日をもって閉会することに決定いたしました。

これにて、令和6年第1回三朝町議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後4時45分閉会
